

発議第 15 号

関綾乃議員に対する辞職勧告決議について

別紙「関綾乃議員に対する辞職勧告決議」を朝来市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 24 日

提出者

日下 茂

賛成者

横尾 正信

水田 文夫

藤原 正伸

嵯峨山 博

西本 英輔

提案理由要旨

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査報告書にて指摘された、関綾乃議員による請願第 3 号の賛同人への戸別訪問による干渉、個人情報の目的外利用、請願審査手続きの逸脱といった行為は、請願権の行使や個人情報保護に深刻な影響を及ぼし、地方自治の根幹である市民信頼を損ねる重大な問題であることから、委員会の報告を受け、本決議を行おうとするものです。

決議案第 4 号

関綾乃議員に対する辞職勧告決議

朝来市議会は、市民の信頼に応え、地方自治の基本理念に基づく公正で透明な議会運営を行う責務を負っている。しかしながら、関綾乃議員は以下の行為により、市民全体の奉仕者としての責務を果たすべき議員としての適格性に欠け、市民の信頼を著しく損なう結果を招いている。

1. 賛同人への戸別訪問による権利侵害

関綾乃議員が請願第 3 号の賛同人に対して戸別訪問を行い、賛同人の意思確認を超えた、抑圧的な性質を持って署名の撤回を促す質問を行った行為は、賛同人の憲法第 16 条（請願権）、第 19 条（思想・良心の自由）、第 21 条（表現の自由）の基本的権利を侵害している。

2. 個人情報 の 目的外利用

関綾乃議員が請願第 3 号の賛同人名簿を利用して戸別訪問を行った行為は、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の趣旨に違反している。

3. 請願審査手続きの逸脱

関綾乃議員の行為は、請願審査における議会の集団的意思決定の枠組みを逸脱し、請願審査の公正性を損なう結果を招いた。これらの行為は、議員としての責務に反し、市民の基本的権利を侵害するとともに、議会の公平性を大きく損なうものである。

4. 地方自治の根幹に関わる問題

関綾乃議員の行為は地方自治の主体である市民に対する不当な権利侵害であり、市民の信頼を著しく失墜させるものである。一連の行為がもたらす影響は民主的な意思形成を阻害するなど、地方自治の根幹に関わる深刻な問題として、本市に大きな不利益をもたらすものと言わざるを得ない。地方自治の根幹を守り、議会の信頼を回復するためにも、議会としてこうした行為を厳しく非難し、再発防止に向けた具体的な行動を取る必要がある。

これらの行為に鑑み、朝来市議会は、地方自治法 の 精神 に 則り、関綾乃議員に対し、自らの行動を深く反省し、速やかに議員辞職されることを強く勧告する。

以上、決議する。

令和 6 年 12 月 24 日

朝来市議会